

『関係者と連携した新たな取組により、 水産物の輸出拡大の加速化に取り組みたい』

(令和6年度補正予算)

輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立緊急対策のうち

水産物輸出加速化連携推進事業

水産物の更なる輸出拡大の加速化に向けて、生産・加工・流通・輸出等のバリューチェーン関係者が連携して重点課題の解決に資する商流・物流構築の実証の取組を支援します。

対象となる方

①から③の参加は必須とし、①から⑤により構成される輸出加速化連携協議会

- ①生産段階事業者(漁業者、養殖業者)又はこれらの者が構成する団体
 - ②加工・流通段階事業者(水産加工、倉庫・保管、卸売・仲卸、物流等の業を営む事業者)又はこれらの者が構成する団体
 - ③輸出段階事業者(水産物輸出の業を営む事業者)又はこれらの者が構成する団体
 - ④地方公共団体その他行政・研究機関
 - ⑤その他の民間事業者等(情報通信事業者、機器製造メーカー等)
- ※日本国内に所在する民間団体等に限ります。

支援内容

(1)輸出バリューチェーン改善検討事業(補助率:定額)

生産者、加工・流通業者、輸出関係事業者等が連携して、水産物の輸出の加速化に取り組む輸出加速化連携協議会による既存の水産物流通のバリューチェーンについて輸出を確実に実施できるよう改善する取組の検討等を支援します。

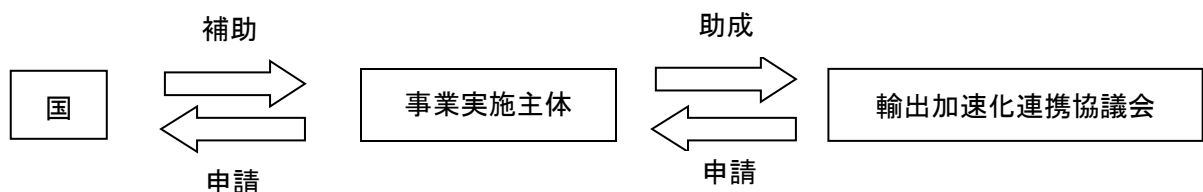
(2)輸出バリューチェーン改善システム等導入事業(補助率:1/2以内)

(1)で検討した取組に必要なシステム・機器の整備、資材の導入等を支援します。

(3)輸出バリューチェーン改善実証事業(補助率:1/2以内)

(1)で検討した新商品の開発、販売ルートの開拓等の取組の効果・持続可能性を実証し、輸出加速化連携協議会による自律的な活動に円滑に移行させる取組を支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

事業実施主体が実施する公募に応募する必要があります。
ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

水産庁漁政部加工流通課指導班

電話:03-3591-5612